

策定の趣旨

男女間の不平等感や女性に対する暴力などが依然として存在することから、課題に的確に対応し時代に沿った施策を総合的・計画的に推進するため策定する。

計画の位置づけ

- ・ 宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画
- ・ 宇都宮市男女共同参画推進条例第8条に規定する計画

計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

男女共同参画社会を取り巻く課題

男女共同参画社会をめぐる社会の動向

- ・ 次世代育成支援対策推進法の施行などの法整備
⇒ 仕事と家庭の両立に関する取組強化が必要
- ・ DV法の改正 ⇒ DV被害者支援の強化が必要
- ・ 国の基本計画を勘案 ⇒ チャレンジ支援・働き方の見直し・男性にとっての男女共同参画の推進が必要
- ・ 男女共同参画のトピック ⇒ 女性のチャレンジ支援、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要

市民意識調査による現状とニーズ

- ・ 男性の約6割が家事に参加したいと思っている
- ・ そのために夫婦間のコミュニケーションと働き方の見直しが必要と回答
⇒ 男性の家庭参画支援が必要
- ・ 仕事が忙しく社会的活動に参加していない男性が約5割 ⇒ 働き方の見直しが必要
- ・ 女性の働き方の理想は「再就職型」が全国平均より多い
- ・ 再就職に必要なことは夫の家事参加と子育て支援
⇒ 女性の再就職のための環境整備が必要
- ・ 配偶者等からの暴力を受けたことのある女性が1割超。そのうち約6割はだれにも相談していない。
⇒ DV被害者の相談・支援体制の整備が必要
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて望む施策は、仕事と家庭の両立支援と子どもの頃からの男女共同参画教育
⇒ 両立支援と子どもからの教育が必要

現行計画の評価

- ・ 啓発活動に努めてきたが、社会全体において男性優遇と感じる人の割合が増加
⇒ さらに啓発活動を強化する必要
- ・ 男女の生涯にわたる健康支援を行ってきたが、パートナーから自分の健康について理解してもらっていないと感じる女性が約1/4
⇒ 男女が互いの健康や身体上の特質を理解するための支援が必要

課題の総括

- 課題1** 男女共同参画意識づくりが必要
 - ・ 子どものころからの教育の推進
- 課題2** 男性も女性も希望に沿って仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくりが必要
 - ・ 仕事と家庭の両立支援
 - ・ 働き方の見直し
 - ・ チャレンジ支援
 - ・ 家庭生活・地域活動参画支援
- 課題3** 男女共同参画の視点にたった人権の尊重を図ることが必要
 - ・ DV防止のための取組
 - ・ 男女の健康の理解促進

(仮称)第2次男女共同参画行動計画 ～概要版～

計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会の実現を目的として、男女共同参画の推進に関する施策を実現するために策定するため、宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を計画の基本理念とする。

- 1 男女の個人としての尊厳の尊重
- 2 性別役割分担を反映した慣行にとられない活動の自由な選択
- 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会における動向の留意と強調

計画のスローガン

計画の基本目標

- 基本目標Ⅰ**
男女共同参画についての理解を深める基盤づくり
- 基本目標Ⅱ**
男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり
- 基本目標Ⅲ**
男女が互いを尊重し大切にする社会づくり

施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

【目標値】
家庭生活において男女平等と感じる人の割合を増やす 〈29.1% ⇒ 42%〉

施策の方向1 男女共同参画の意識づくり

- (1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動
【重点事業】
啓発イベント「ときめく未来へ参画会議」を開催
- (2) 男女共同参画の意識を高める学習の推進
【重点事業】
男女共同参画推進講座の開催

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- (1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実
【重点事業】
・ 家庭教育に関する意識啓発事業の実施
- (2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
【重点事業】
・ 男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施

基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

【目標値】
仕事・家事・プライベートを両立している男性(既婚有業)の割合 〈目標32%〉

施策の方向3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組

- (1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進
【重点事業】
事業者訪問の実施
- (2) 仕事と家庭生活などとの両立支援の推進
【重点事業】
地域における子育て支援活動の充実
- (3) 家庭生活における男女共同参画の推進
【重点事業】
男性の家庭生活への参画促進事業
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
【重点事業】
男性の地域活動への参加・参画促進事業
- (5) 女性の多様なチャレンジへの支援
【重点事業】
女性の再就職支援

基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切にする社会づくり

【目標値】
配偶者などからの暴力を受けたことのある女性の割合を0%に近づける。

施策の方向4 女性に対する暴力根絶への取組

- (1) 女性に対する暴力防止のための啓発
【重点事業】
DV根絶強化月間の実施
- (2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化
【重点事業】
配偶者暴力相談支援センターの新設と機能の充実

施策の方向5 男女の生涯にわたる健康づくり

- (1) ライフステージに応じた健康支援
【重点事業】
男女の年代ごとの健康支援

計画の推進

- 1 市民、市民団体、事業者、教育関係者と協働で推進
- 2 男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの充実
- 3 推進体制の充実
 - ・ 庁内男女共同参画推進委員会の設置
 - ・ 男女共同参画審議会の設置
- 4 計画の進行管理
 - ・ 年次報告書を毎年公表し意見を聴取
- 5 施策の推進のための調査研究

計画の特徴

- 重点的に取り組むべき課題に対応し、施策・事業を集約化
- 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への新たな取組
 - 2 女性に対する暴力根絶への取組の強化